

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

#### 京都市規則第64号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「この項」の右に「、第4項及び第5項」を、「改築」の右に「(用途の変更(建築基準法施行令(以下「令」という。)第137条の19第1項に規定する範囲内のものを除く。以下第4項及び第5項において同じ。)を伴うものを除く。)」を加え、同項第5号を削り、同条第4項中「(建築物の用途の制限に関する部分に限る。)」を削り、「又は」を「及び」に改め、「模様替え」の右に「(用途の変更を伴うものを除く。)」を加え、「当該建築物の用途の変更(令第137条の18第1項に規定する範囲内のものを除く。)を伴わないものであること」を「これらの修繕又は模様替えの全て」に改め、同条第5項中「又は大規模の模様替え」を「、大規模の模様替え及び用途の変更(増築又は改築を伴うものを除く。)」に、「又は模様替え」を「、模様替え又は用途の変更」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第3条第2項の規定により条例第5条及び別表第2の規定の適用を受けない建築物について条例第9条の規定により別に定める範囲は、用途の変更(増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを伴うものを含む。以下この項において同じ。)については、次のとおりとする。

- (1) 用途の変更後の条例第5条及び別表第2の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
- (2) 条例第5条及び別表第2の規定に適合しない事由が原動機の出力による場合においては、用途の変更後の当該出力の合計は、基準時における当該出力の合計を超えないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)